

芽室町農村滞在型余暇活動機能整備計画 意見対応と変更について

メール（1件）

日頃から芽室町内を散策していますが、車道沿いの歩道を散策するには車の騒音が気になります。また住宅街を通るには住宅が密集し歩道の凹凸が障害です。また近所の目も気になるようです。

実情は散策に向かないところが多いです。そこで、芽室川、美生川の土手道を散策路やサイクリングロードとして整備して欲しいと思います。現状では道らしき道もありますが、樹木が生い茂り、車道や鉄道で寸断されたりして見通しが悪いです。

見通しの良い水辺を散策すると安らぎを覚えるものです。その途中に清流に触れる休息スペースがあれば最高だと思います。

対応

→農村滞在型余暇活動機能整備計画に直接関係しない内容であることから、修正しない。

（歩道や河川敷の整備にかかる意見であることから、環境土木課に本意見を伝えた。）

議会意見（1件） 9月14日総務経済常任委員会

計画書4ページの「（2）土地利用の方針」に、悪臭や騒音に配慮することの記載はあるが、畑作は疫病、畜産業は伝染病が観光客等により持ち込まれる恐れがあるため、これらのことに配慮することの記載が必要ではないか。

対応

→近年、他の自治体では観光客が無断で畑に入る等のマナー違反が増加していることから、修正（追記）する。

修正事項

4ページ

修正前

（2）土地利用の方針
ア 良好な農村の景観の維持・形成
（ア）～（オ） ー略ー

修正後 （カ）を追記する

（2）土地利用の方針
ア 良好な農村の景観の維持・形成
（ア）～（オ） ー略ー
（カ）施設の周囲については、農地への無断侵入、路上駐車、交通渋滞への対策を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。